

## 水泳学習における事故防止等の徹底

### 1 児童生徒の健康管理の徹底

- (1) 定期健康診断の結果を踏まえ、水泳学習において注意を要する児童生徒を確実に把握し、学校医や主治医、保護者との連携により適切に対応すること。
- (2) 保護者による保健情報（水泳学習における健康カード）、日常の健康観察の徹底等、水泳学習を行う日及び水泳学習の実際において、児童生徒の健康状態の的確な把握に努め、適切に対応すること。
- (3) 授業を見学する児童生徒については、日陰で見学させたり帽子を着用したりするなど、熱中症にならないよう対策をとること。

### 2 指導者の危機管理の徹底

- (1) 指導者は、プールでの水泳指導には、事故の危険性が潜んでいることを常に意識し、指導の際には水着を着用し、極力複数体制で指導すること。
- (2) 児童生徒の健康及び安全の状況が確実に把握できるよう、バディシステム等指導形態の工夫をすること。
- (3) スタートの指導については、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること。
- (4) ノーパニック症候群（パニック症状を起こさない一時的な平衡機能の失調や瞬間的な呼吸停止または意識消失等）の発症は、重篤な事態に発展することが多いことから、泳力がある児童生徒についても油断することなく、常に全ての児童生徒の様子を観察するよう努めること。
- (5) その他、学校で定めた「プール使用上の心得」や「水泳学習のきまり」などの指導を徹底すること。

### 3 全職員による緊急時対処体制の共通理解の徹底

- (1) 万が一の事態に備え、緊急時の連絡体制や対処方法について、職員研修等により共通理解の徹底を図ること。（特に、緊急車両等の進入経路の確保）
- (2) AED等の応急手当用品を点検するとともに、所定の位置を明示しておくこと。また、緊急時の対処方法について、プールの分かりやすい箇所に掲示しておくこと。

### 4 プール及び周辺施設の安全管理の徹底

- (1) 「プールの安全標準指針」（平成19年3月 文部科学省、国土交通省）（ダウンロード可「[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/boushi/1306538.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm)」）を参照の上、水泳学習における児童生徒の事故防止の徹底に努めること。
- (2) 吸い込み事故を未然に防止するため、排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定するとともに、配管の取付口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重構造の安全対策が施してあるか再度確認すること。また、プール囲いのフェンスや塀、プールサイド、更衣室、トイレ、コースロープ等のプール周辺施設・設備についても常時確認し、安全管理及び衛生管理に努めること。